



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成 29 年 6 月 19 日

担	厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課 課長
当	主任監察監督官 電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

1,700 件の申告事案に対応

～平成 28 年申告事案の概要について～

北海道労働局（局長 引地 睦夫）及び管下 17 労働基準監督署・支署においては、労働者から労働基準監督機関に対して申告（労働者が事業場における労働基準関係法令違反に関する事実を通告し、その救済を求める申出のこと。）が行われた場合には、当該事業場を管轄する労働基準監督機関が、臨検監督等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には事業主にその是正を指導し、改善させることにより労働者の救済を図っています。

この度、平成28年の申告事案の概要について取りまとめましたので公表します。

依然として多くの申告が行われており、申告事項としては、賃金不払が 8 割弱、これに解雇を加えると 9 割強となっています。

平成28年申告事案概要（資料参照）

1 申告処理件数

1,700件（対前年比 -111件 -6.1%）

2 申告事項別件数（上位 2 項目、重複あり）

賃金不払：定期賃金が支払われない、残業代が支払われないなど

1,350件（対前年比 -55件 -3.9%）

解雇：法定の解雇予告、または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど

210件（対前年比 -10件 -4.5%）

3 業種別件数（上位 3 業種）

建設業 312件（対前年比 +15件 +5.1%）

商業 312件（対前年比 -24件 -7.1%）

接客娯楽業 275件（対前年比 -16件 -5.5%）

保健衛生業 225件（対前年比 + 2件 +0.9%）

北海道労働局では、引き続き、労働者の置かれた状況に配慮の上、懇切・丁寧な対応に留意し、迅速・的確に監督指導を実施してまいります。また、法違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、送検手続きをとるなど厳正に対処します。

1 申告処理件数

申告処理件数は、1,700件（対前年比-111件、-6.1%）でした。

2 申告事項別件数

申告事項別にみると、上位2項目は、

賃金不払 1,350件（対前年比-55件、-3.9%）

（定期賃金が支払われない、残業代が支払われないなど）

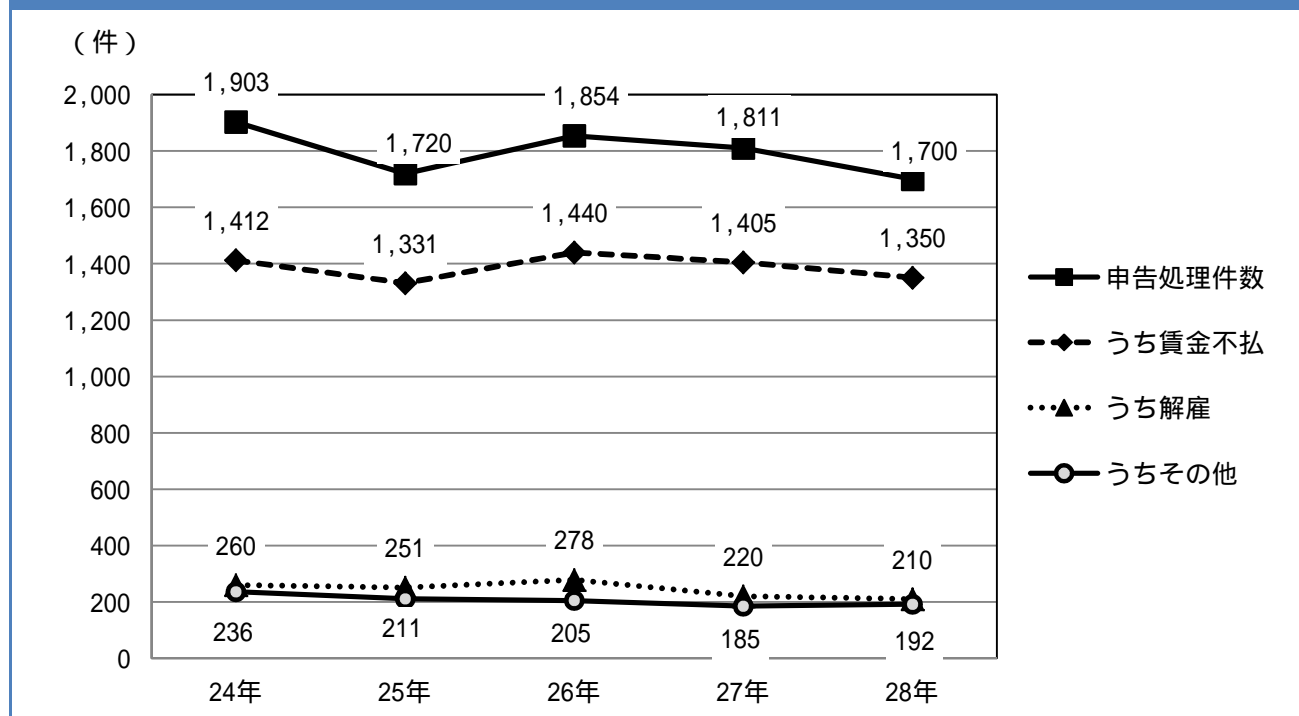
解雇 210件（対前年比-10件、-4.5%）

（法定の解雇予告、または解雇予告手当の支払がされずに解雇されたなど）

でした。賃金不払が79.4%、解雇が12.4%を占めています。

その他の事項としては、賃金額が北海道最低賃金額を下回っている、違法な時間外労働がある、などがあります。

図1 申告処理件数及び申告事項別件数



（注）1名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別件数の合計と申告件数は一致しません。

3 業種別件数

業種別にみると、上位3業種は、

建設業 312件（対前年比 +15件 +5.1%）

商業 312件（対前年比 -24件 -7.1%）

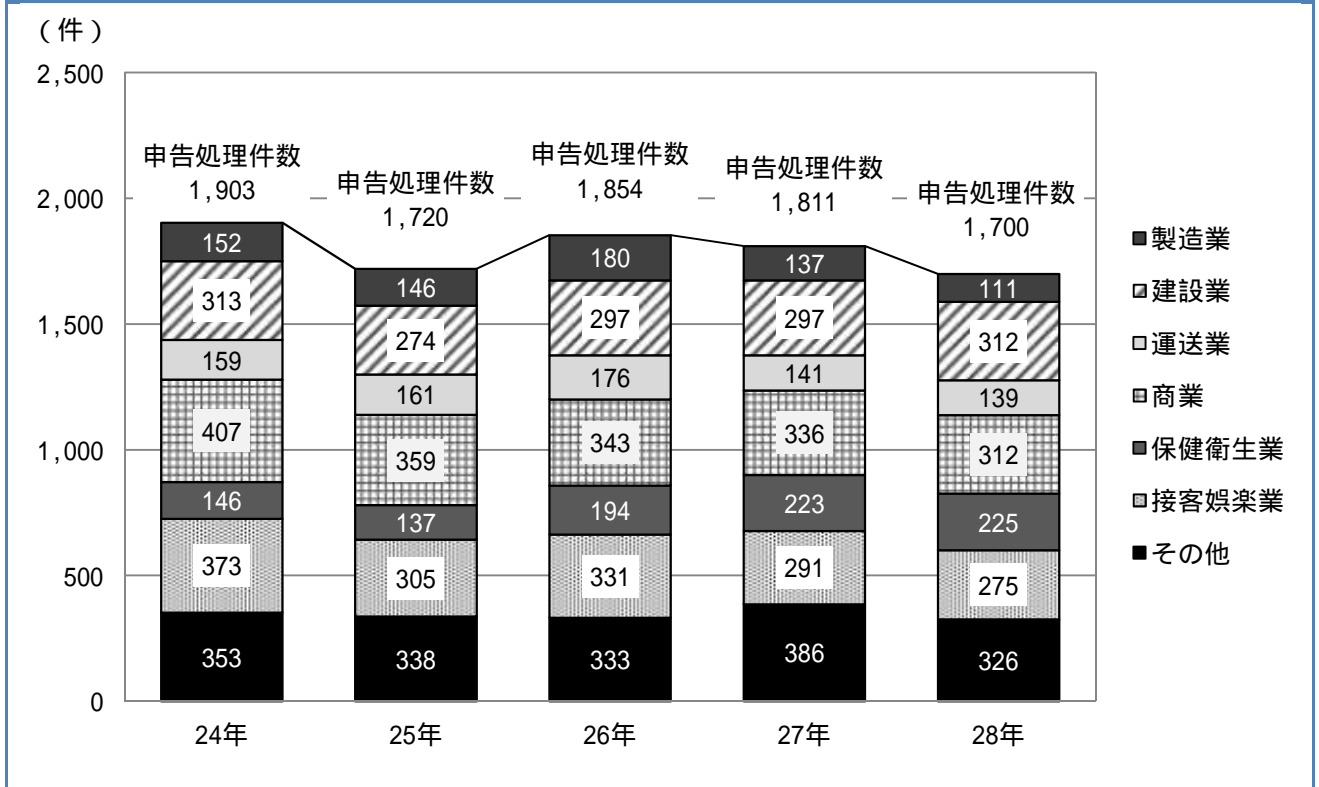
接客娯楽業 275件（対前年比 -16件 -5.5%）

保健衛生業 225件（対前年比 +2件 +0.9%）

の順でした。建設業と保健衛生業（病院、社会福祉施設等）は前年より増加しました。

100件以上の申告を受理したのは、ほかに運送業が139件、製造業が111件でした。

図2 主な業種別件数



(注) 主な業種は、申告受理件数が100件以上の業種としました。

4 監督指導事例

賃金不払 (接客娯楽業)

退職した2名の労働者に対して、退職により勤務シフトに穴を空けたとして罰金を課すとし、支払うべき賃金と罰金を相殺して、各人の約1ヶ月分賃金を全く支払わなかった。

監督署の指導

不払となっていた定期賃金の支払について、労働基準法24条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者2名に不払となっていた賃金の全額を支払った。

割増賃金不払 (商業)

労働時間をタイムカードと残業申請書により管理していたが、残業申請書には上限時間を設け、これを超えた時間外労働については割増賃金を支払っていなかった。

監督署の指導

不払となっていた割増賃金の支払について、労働基準法37条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者15名に不払となっていた割増賃金約220万円を支払った。

**割増賃金不払
(飲食店)**

実際の時間外労働に基づく割増賃金のうち、月額で定めた固定残業手当を超過した割増賃金分を支払っていなかった。

監督署の指導

不払となっていた割増賃金の支払について、労働基準法 37 条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者 3 名に不払となっていた割増賃金約 120 万円を支払った。

**解雇
(病院)**

解雇を行うに当たり、労働基準法で定められた手続(解雇予告手当の支払い)を行うことなく、労働者を即日解雇した。

監督署の指導

即日解雇するにあたり解雇予告手当(30 日分以上の平均賃金)を支払っていなかったことについて、労働基準法 20 条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に不払となっていた解雇予告手当(30 日分以上の平均賃金)の全額を支払った。

**最低賃金不払
(レンタカー業)**

改定された北海道最低賃金額の確認を怠り、当該最低賃金額を下回る時間単価 762 円を支払い続けていた。

参考 北海道最低賃金額 平成 27 年 10 月 8 日発効 時間額 764 円
平成 28 年 10 月 1 日発効 時間額 786 円

監督署の指導

不払となっていた北海道最低賃金額に対する不足分の支払について、最低賃金法 4 条違反を是正勧告した。

会社の対応

会社は、労働者に不払となっていた北海道最低賃金額に対する不足分を支払った。